

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート													
事務事業名		成年後見人制度利用支援事業						予算事業名		成年後見制度利用支援事業費							
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	民法, 老人福祉法, 介護保険法								
				03	03	03	1602	経常経費	根拠法令								
総合計画体系		1ともに支えあい, 安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業							
		1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実 (高齢者福祉)															
		②地域包括ケアシステムの構築															
		2総合相談支援の推進						担当課係等		長寿福祉課							
事業期間		継続 (平成16年度～令和 4年度)										地域包括支援センター					
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】									
判断能力が欠けている状態にある人に, 本人の権利を守る援助者を選ぶことで, 本人を法的に保護し, 介護サービス等の利用や財産管理をはじめとする支援することにより, その人らしい生活の実現を目指す。								地域支援事業の創設に伴い, 高齢者に対する「権利擁護事業」が必須事業化されたため。									
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】									
介護保険の利用に際しての契約や施設の入退所, 財産管理など, 代理や支援による権利擁護を図るために, 家庭裁判所に申し立てを行い, 必要に応じて成年後見人, 保佐人, 補助人を選定する。								判断能力に欠ける概ね65歳以上の市内在住で住基登録があり, 日常生活支援や財産管理等に支援が必要な方									
								【事業をとりまく環境の変化】									
								成年後見制度は十分に利用されていなかったことから, 成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され, 同年5月13日に施行された。この法律に基づき, 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととなった。なお成年後見制度の利用の促進に関する事務は, 平成30年4月1日より法務省から厚生労働省が担当することとなった。									
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】									
制度の啓発・周知 市長申立, 後見人報酬助成による支援				制度の啓発・周知 市長申立, 後見人報酬助成による支援				制度の啓発・周知 市長申立, 後見人報酬助成による支援									
■事業費																	
				R01年度		R02年度											
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	91	628										
	県		支	出	金	45	314										
	地		方		債	0	0										
	そ		の		他	0	0										
	一		般	財	源	115	698										
歳 入 計 (千 円)				251		1,640											
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)			金額 (千円)		金額 (千円)											
	11 役務費			12		79											
	19 扶助費			239		1,561											
歳 出 計 (千 円) (A)				251		1,640											
伸 び 率 (%)						553.38											
備 考	総合計画61ページ 予算書285～286ページ																

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	成年後見人制度利用支援事業利用申立件数	件	目標	3.00	3.00	3.00
	年間の成年後見人制度利用支援事業利用申立件数		実績	1.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	成年後見人制度利用支援事業利用助成件数	件	目標	3.00	5.00	5.00
	年間の成年後見人制度利用支援事業利用助成件数		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	認知症等により判断能力が十分でない方の増加が見込まれている。申立てを支援することで、本人に代わって財産管理や契約行為を行う者が選任され、権利を守ることができるため。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法で、実施主体は市と定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	申立て要請者に、介護支援専門員や福祉施設の長等を定めており、現状、要支援者の迅速な把握が出来る状態にあるため、妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	助成対象が実費のみのため、改善の余地はない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	受益者が明確になっているため、偏りは生じない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	関係機関との連携により、迅速な対応をとることが出来ている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	制度の利用促進に向けて、実施要項を見直し、市長申立て以外の事例（親族が申立てを行った事例）に対する報酬助成が行えるようにする等、助成の対象者や範囲を明確にしたものに改正した。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
市長申立ての要請があり、申立て準備中に死亡したケースが1件あった。事態が深刻になる前に制度の利用につながられるよう、関係者への制度周知や支援体制の構築が必要だと思われる。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
広報や、ホームページ等での普及啓発、国で定められた成年後見制度利用促進計画の策定等を検討し、制度の利用促進を図る。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなか、高齢者の権利擁護に関する事業はますます重要となる。成年後見制度について広く周知するとともに、市長申し立てに該当する場合は、関係機関と連携し、速やかに対応できるよう体制を整備する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	